



令和8年度 就学援助制度

未来まなび応援金



(令和8年9月～令和9年8月分)

学用品費など、お子さまの学校生活にかかる
費用をサポートする制度です。

電子申請がスタート。
スマートフォンやパソコンから
24時間申請が可能に!

1 申請方法

申請方法は、電子申請となります。

右のQRコードか下記のURLから、

名古屋市電子申請サービス「就学援助申請」のページにアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/enjoyo2026>

※電子申請を行う環境がない等で、紙の申請書での申請を希望される場合は学校へご相談ください。

すでに認定を受けている方で、9月1日以降に新規用電子申請フォームから再度の申請が必要であるとご案内した方も右のQRコードか上記URLから申請してください。

▼ 申請はこちらから ▼



操作方法の
解説動画は
裏面をご覧
ください。

2 申請期限

令和8年9月30日(水)まで

※申請は随時受け付けています(ただし、3月は除く)。不備なく申請が受け付けられた当月分以降(ただし申請月の1日現在で名古屋市内の小・中学校に在籍がない方は翌月以降)が支給対象となります。
(例:令和8年10月に不備なく申請→10月分から支給開始)



3 認定対象

(1)認定区分(②は、世帯全員が同じ項目に該当していることが必要です。)

- ① 生活保護法に規定する要保護者
- ② 生活保護が停止または廃止された方(※世帯変更が理由で廃止された場合(再婚等)は該当しません。)
- ③ 児童扶養手当が支給されている方(※児童手当、ひとり親家庭手当等の他の手当は該当しません。)
- ④ 所得が基準額以下の方

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
所得基準額	322万8千円	346万2千円	420万0千円	488万6千円	541万9千円
(年収目安)	470万4千円	500万4千円	592万8千円	676万3千円	735万5千円

【上記は各世帯員の令和7年(1～12月)の総所得から10万円差し引いた額の合算額が上の所得基準額以下の場合。また、総所得が580,000円以下の世帯員は、世帯の所得金額に合計しない。】 7人世帯以上の所得基準額は1人増すごとに46万2千円加算

※審査で用いる「所得」とは、「**総所得金額**」を指します。「総所得金額」は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する「総所得金額」です。年収とは異なります。

※主に生計を維持している方の傷病や失業(解雇、倒産)などやむを得ない事情で収入が激減した場合は、令和7年の総所得が基準額を超過していても配慮する場合があります。(※定年・自己都合退職は該当しません。)

⇒詳しくは公式ウェブサイトをご覧ください。※裏面参照

※令和7年1月～12月に海外在住していた期間を有する世帯員がいる場合は、該当の方の給与明細等を添付いただく必要があります。

⇒詳しくは公式ウェブサイトをご覧ください。※裏面参照

※物価高騰等の影響を鑑み、当面の間、所得基準額の引き上げを行っています。



(2) 世帯および所得計算の考え方

就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしていても、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。なお、単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、親権者である方も同一世帯に含みます。

⇒詳しい考え方は公式ウェブサイトをご参照ください。 ※下記参照

4 認定期間

認定期間は申請が不備なく受け付けられた当月から令和9年8月までです。

また、審査に必要な情報閲覧・取得に同意いただいている場合は、中学卒業、世帯の異動もしくは辞退の申し出がない限り、毎年自動で更新します。(書類提出が必要な方には別途ご案内します。)

なお、令和8年4～7月に申請できなかった方や、認定されなかった方も、9月以降に要件を満たせば新規申請していただくことができます。

5 添付書類

原則、必要ありません。

※ただし、申請理由が「④所得が基準額以下の方」で、かつ以下に当てはまる場合は、証明書類の添付が必要です。

	必要な場合	証明書類	証明書発行場所
①	令和8年1月2日以降に名古屋市に転入した	世帯全員分の総所得金額がわかる 証明書(写真も可)	市税事務所、 区役所・支所の税務窓口
②	所得が未申告である	※名古屋市では市民税・県民税・森林環境税証明書になります。 ※令和8年度(令和7年分所得)の証明が必要です。	
③	児童生徒と住所が異なるところに住んでいる	※所得税法上扶養されている方や高校生以下の方の分は必要ありません。	

※①・③の場合で、令和8年1月1日時点で名古屋市外に住民票があった方は、マイナンバーカード等を添付することにより上記書類の提出を省略できる場合があります。詳しくは申請フォーム・公式ウェブサイトをご確認ください。

6 支給内容及び支給時期

学用品費等、オンライン学習通信費、入学準備金、卒業アルバム代等、学校給食費、野外活動費、修学旅行費、通学交通費、学校生活管理指導表文書費、学校病医療費

詳しい支給内容及び支給時期については、公式ウェブサイトをご確認ください。

7 注意事項・その他

- ①就学援助に関する情報は、個人情報のため、他人に知られることのないように配慮します。
- ②就学援助に認定された場合は、お子様のお通いの学校に認定情報を通知します。
- ③申請内容に修正や誤りが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。申請内容に疑義がある場合、事情を確認することや、職権で世帯状況および所得等の確認をすることがあります。
- ④就学援助の認定中に世帯状況が変わる場合(保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居、世帯員の増加等)は、すみやかに学校へご連絡ください。
- ⑤令和9年4月～8月の認定・支給については、令和9年度の予算成立を前提にしています。状況によっては、この案内および公式ウェブサイトに記載の通り認定・支給されないことがありますのでご注意ください。

★ 未来まなび応援金(就学援助制度)について詳しくはこちら

<https://www.city.nagoya.jp/kodomo/schools/1016760/1016781.html>



名古屋市公式ウェブサイト
未来まなび応援金(就学援助制度)

★ 電子申請の方法についての解説動画はこちら

https://youtu.be/jntodGF48sw?si=_2HTG47eWEHSXVAE



「まるはっちゅ〜ぶ」
就学援助制度未来まなび応援金
電子申請による申請方法

○就学援助に関するお問い合わせ先

名古屋市教育委員会 学事課 TEL 050-1725-6771(自動音声案内が流れます) FAX 052-972-4175